

## 新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」に対応した

### 4月15日からの継続業務及び体制等について

4月7日に発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」及び都からの感染拡大防止に向けた協力依頼を受け、感染拡大防止及び市民生活に直結するサービスを確実に維持していく観点から、本市における今後の継続業務及び体制等について下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1 継続業務の考え方

市民生活に直結する業務を最優先し、確実に継続していくための危機管理対策として、「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（BCP）」に準じた業務の優先度の考え方にに基づき実施する。

◆優先業務

～保健所等の業務、総合コールセンター等の市民対応  
雇用・経済支援などの緊急経済対策

◆縮小・休止する業務

～多数の人が集まる公共施設の運営、市主催のイベント・講習会等の開催など

#### 2 業務執行体制等について

(1) 国や都の動向及び都内の感染状況等を踏まえながら、出勤抑制を図り、感染拡大防止と業務の継続に努めるため、出勤と自宅勤務のローテーションによる勤務体制や時差出勤を実施する。

(2) 「三つの密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場所)の回避に対応する。

◆窓口対応を電話対応に変更。対面対応から電話対応へ変更

(3) 新たに必要となる経済対策等の業務については、機動的・機能的に実効性のある業務執行体制により実施する。

◆国及び都の給付金に対応した窓口の開設準備

◆感染症の予防及び症状に対応していたコールセンターを拡充し、学校・保育関係、生活支援、資金支援等にも対応した「総合コールセンター」を開設（4月13日から）

#### 3 実施期間

4月15日（水）から緊急事態宣言が解除されるまで

#### 4 市民への周知

市ホームページ及び各所管窓口等にて周知する。  
(市民へお知らせするポスターを各窓口に掲示)

#### <問い合わせ先>

業務・体制について 行財政改革部行政管理課長 田島 電話042-620-7387  
勤務・服務について 総務部労務課長 山野井 電話042-620-7451

### 市の業務体制の変更について

市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国から「緊急事態宣言」が発令されました。

そこで市では、4月15日(水)から、政府の要請する出勤抑制と業務継続を両立するための体制をとらせていただきます。

市民生活に直結する業務は優先し、継続していきますので、ご安心ください。

今後も市民生活を支え、社会機能を維持するための体制を確実に継続してまいります。市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

八王子市長 石森 孝志



◆感染拡大を防止するための啓発パネル  
(市民ロビーの様子)

◆告知用ポスター



◆窓口の様子